

最高検企第507号
令和6年11月13日

行政文書開示請求の確認について

山 中 理 司 様

検事総長 故 本 直 美



令和6年10月21日受付（受付第24号）の行政文書開示請求書について、確認を求めるので、回答書を提出してください。

記

1 開示請求について

貴殿が開示請求をしている

袴田事件に関する検事総長談話（令和6年10月8日付）（決裁過程がわかる文書を含む。）

について、その請求趣旨に該当する行政文書を探索した結果

検事総長談話（令和6年10月8日付け）

と特定しましたが、同文書は、最高検察庁ホームページ（※）に掲載しており、閲覧することができます。

つきましては、開示請求を維持するか否か、回答書により回答ください。

開示請求を取り下げられる場合は、御提出いただいた開示請求書及び貼付された収入印紙を返戻いたします。

なお、下記提出期限までに回答の提出がない場合は、開示決定の手続を進めますので御承知おきください。

※【掲載ページ】

ホームページお知らせ一覧

【アドレス】

https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/img/sochowanwa_00001.pdf

2 回答書の提出期限

令和6年11月25日（月）必着

3 添付書類

回答書

* 担当課等 最高検察庁総務部企画調査課 (担当者名:渡邊) Tel:03-3592-5611 (内線:3293)

回 答 書

令和 年 月 日

検事総長 殿

請求者氏名

令和6年11月13日付け最高検企第507号をもって確認を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

1 請求内容について（いずれかに☑してください。）

- 開示請求を維持します。
- 開示請求を取り下げます。

以 上